

アマノ株式会社グリーン調達ガイドライン

- 原材料及び部品編 -

制定 2003年10月15日

施行 2019年3月28日

Rev. 16

目次

1. はじめに	2
2. 適用範囲	2
3. 用語の定義・説明.....	2
4. グリーン調達ガイドラインの考え方.....	4
4.1 要求事項	4
5. 運用	5
5.1 調査概要	5
5.2 調査の実施および報告時期.....	6
5.4 資料・個人情報の取扱い	8
5.5 ガイドラインの改定等について.....	8
5.6 本ガイドラインに関するお問い合わせ.....	8

1. はじめに

アマノ株式会社(以下、当社)では“持続可能な社会”の構築に貢献する事を目指し、2004年3月より企業活動の環境方針として環境理念を掲げ、基本方針、行動指針を定めております。

本ガイドラインは、当社の製品を構成する原材料及び部品に含有する化学物質を明確にし、RoHS指令を始めとする各環境法令に対応する事を目的としています。

環境に配慮した製品を設計・製造し、製品から環境に悪影響を及ぼす化学物質を排除させていくためには、お取引先様から環境に配慮した原材料及び部品を調達する事が必要になります。

また、含有化学物質の調査については、これまでJGPファイルでの調査を行ってききましたが、サプライチェーンでの情報伝達をより円滑に行うため、電気電子業界の国際規格であるIEC62474に準拠した情報伝達スキームchemSHERPAでの調査に2019年7月から切り替えていきます。

お取引先様には、当ガイドラインの主旨をご理解いただき、ご協力をお願い申し上げます。

なお、環境理念、環境方針は当社ホームページでご確認をお願い致します。

2. 適用範囲

次の事項を適用範囲とします。

当社で設計・製造し販売する製品を構成する原材料及び部品。

当社が設計・製造を委託し、当社の商標を付して販売する製品。

当社が、設計・製造の委託を受けた製品。

(ただし、委託先から指定された部品・材料は除く)

以上適用する製品の、容器・包装材料及び部品、取扱説明書類、サービスパーツ類等を含む。

サービス用として当社から出荷する部品の容器・包装材料も対象。

製造工程に使用するオゾン層破壊物質の使用有無も調査対象。

当社から支給する原材料及び部品については適用範囲外。

お取引先様と当社間を運搬・保管するための通い箱、容器・包装材料は適用範囲外。

当社への納入品について、一次お取引先様で直接製造または加工していない納入品は、その納入品の最終製造業者様へ調査をしていただきますが、当社への回答の責任は一次お取引先様になります。

なお、最終製造業者様に関するデータ・書類などの授受は一次お取引先様を介して行います。

なお、本ガイドラインに明示されていない物質や用途でも、国又は地域の法規制、条例、協定などにより使用が禁止又は制限されているものについては、それらも遵守をお願いいたします。

3. 用語の定義・説明

化学物質

化学物質とは、化学元素および化学元素の化合物です。(例：鉛(化学元素)、酸化鉛(化合物)、ポリ塩化ビニル(化合物))米国化学会の化学情報検索システムの登録番号(RN)(CAS番号)、又はEuropean Chemical(EC番号)がすべての化学元素とそれらの殆どの化合物に付けられています。

使用禁止物質

物質とその用途について“即時”、もしくは“期日以降”に禁止するものです。

管理物質

使用実態を把握し、法規制や環境動向を見ながら必要に応じ回避・削減を検討していく物質です。尚、使用禁止物質の適用範囲に該当する場合は、使用禁止を適用します。

含有

部品・材料・製品中に成分・内容物として化学物質が含まれていることをいいます。自然に含まれる化学物質(不純物)や、一般の工業的な精製段階において残ってしまうもの(不純物・残留溶剤・未反応モノマーなどの残留物)が含まれている場合も含有しているとします。

材料

材料は1つ以上の化学物質から成っています。例えば、合金は材料であるが、合金自体は多数の異なる化学物質からできています。

IEC62474

調査対象物質や調査フォーマット等の共通化による効率的情報伝達の仕組みの構築およびその普及を目的として、2012年3月に国際電気標準会議(IEC)により発効された国際規格(電気電子業界の物質リスト)です。

chemSHERPA(ケムシェルパ)

国際規格(IEC62474)の発行を受けて、経済産業省が取り纏めた製品含有化学物質情報伝達スキームです。伝達方法には以下の2種類のファイルがあります。

- ・chemSHERPA CI ファイル：化学品
- ・chemSHERPA AI ファイル：成形品

下記 URL に chemSHERPA(製品含有化学物質の情報伝達)の説明があります。

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/other/cip_index.html

4. グリーン調達ガイドラインの考え方

当方針のもと、調達する原材料及び部品を製造するお取引先様には次項 4.1 の要求事項を満たす事をお願い致します。

4.1 項の要求事項を満たす事ができない原材料および部品は、原則購入を行いません。

4.1 要求事項

調達する原材料及び部品毎に規制化学物質調査の実施

[規制化学物質は、別紙 アマノ株式会社規制化学物質リスト(TDD31002)参照。]

- ・当社が指定する禁止物質が、含有されていない事。
- ・当社が指定する管理物質の含有状況を把握できる事。
- ・規制規制化学物質調査結果を報告し、虚偽、偽りの報告を行わない事。
- ・規制化学物質調査に協力する事。
- ・はんだを使用する部品については、鉛フリーはんだ実装 部品耐熱性調査結果を報告し、虚偽の報告を行わない事。

当社が指定する製造工程使用禁止物質の工程使用状況を把握し、自主的に全廃する事。

[製造工程使用禁止物質は、別紙 アマノ株式会社規制化学物質リスト参照。]

ただし、以下の用途での使用は適用外とします。

- ・研究・開発用途で比較・校正用薬品として少量使用する試薬。
- ・製造工程以外の設備・装置に内蔵されている化学物質。

例：空調設備に冷媒として含まれる CFC や、消防設備に消火材として含まれるハロン等

アマノ製造工程使用禁止物質・不使用証明書(ABR6114)の提出

現在、及び将来、当社に納入する原材料・部品について、製造工程使用禁止物質を貴社製造工程に使用していないことを証明する事。

部品に含有する規制化学物質調査結果について当社から要求がある場合には、必要な詳細情報を提供する事。

また、当社から指示した原材料・部品について、納入時に証明書を提出していただく場合があります。

5. 運用

5.1 調査概要

部品及び原材料毎の規制化学物質調査

- (1)この調査では、アマノ株式会社規制化学物質リストに基づく化学物質の含有情報の調査をお願い致します。
- (2)調査結果の回答は、下記のお取扱い内容に応じた3つの納入形態に沿った chemSHERPA ファイルをお願い致します。

お取扱い内容に応じた納入形態	chemSHERPA	回答方法
材料業者	CI ファイル	・成分情報：必須
ユニット / モジュール / 流通部品業者	AI ファイル	・成分情報：必須 ・遵法判断情報：必須
部品加工業者	AI ファイル	・成分情報：必須 ・遵法判断情報：必須

「chemSHERPA CI ファイル」にて回答いただく場合は、

- ・成分情報：必須 となります。

「chemSHERPA AI ファイル」にて回答いただく場合は、

- ・成分情報：必須 となります。
- ・遵法判断情報：必須 となります。

- (3) chemSHERPA のデータ作成支援ツールとマニュアルに関しては以下から入手して下さい。

<https://chemsherpa.net/tool>

鉛フリーはんだ実装 部品耐熱性調査

- (1)はんだを使用する部品は、鉛フリーはんだの使用可否判断の為、部品耐熱性調査をお願い致します。
- 調査結果の回答は、鉛フリーはんだ実装 部品耐熱性調査回答書(ABR6086)に記入し提出をお願い致します。

製造工程使用禁止物質の調査

- (1)部品製造工程での使用を禁止する物質について、アマノ製造工程使用禁止物質・不使用証明書(ABR6114)に記載したオゾン層破壊物質の不使用を確認し、アマノ製造工程使用禁止物質・不使用証明書の提出をお願い致します。

5.2 調査の実施および報告時期

下記内容に従い，調査の実施及び調査結果の報告をお願い致します。

新規業者取引開始時：

新規業者採用時，4.1 項により下記，提出をお願い致します。

提出物：アマノ製造工程使用禁止物質・不使用証明書

新規部品採用時：

新規部品採用 / 提案時は，4.1 項により下記調査結果の提出をお願い致します。

提出物：chemSHERPA ファイル

鉛フリーはんだ実装 部品耐熱性調査回答書：鉛はんだを使用する部品のみ提出

当社よりお取引先様に調査品目リストを提出し，調査依頼を行う時：

調査品目リストに基づき部品毎に規制化学物質調査を実施し，調査結果の提出をお願い致します。

調査回答納期：リスト提出時に指示しますので，期限までに提出をお願い致します。

納期までに調査回答ができない場合は，その旨を別項 5.6 **本ガイドラインに関するお問い合わせ先**までご連絡ください。

提出物：chemSHERPA ファイル

鉛フリーはんだ実装 部品耐熱性調査回答書：鉛はんだを使用する部品のみ提出

なお，お取引先様の都合で以下の変更をする場合は，納入前に調査し，変更内容，調査結果を当社に提出し，当社の了解を得るようにお願い致します。

- (1) 調達先を変更する場合
- (2) 生産国，生産場所が変更又は追加する場合
- (3) 材質変更をする場合
- (4) 印刷，塗装，めっき，熱処理などの二次処理を変更する場合
- (5) 接着剤，潤滑剤，はんだ，補強剤などを変更する場合
- (6) 含有化学物質に変更がある場合
- (7) 製造工程に変更がある場合

その他，調査結果の内容に修正 / 変更が生じた場合は，必ずその都度提出をお願い致します。

5.3 調査運用方法

以下に、調査運用方法を示します。

運用項目	お取引先様での実施内容	当社での実施内容
差 戻 し	資料配付	“グリーン調達ガイドライン”及び“規制化学物質リスト”等のマニュアル類をお取引先様に配付致します。
	調査依頼	ChemSHERPA ファイル、鉛フリーはんだ実装 部品耐熱性調査回答書を、お取引先様にメール致します。
	調査実施	調査依頼内容を確認し、ガイドラインに沿った調査を実施下さい。(詳細は、別項 4.1 に示します) 調査結果を chemSHERPA ファイルにご記入下さい。 鉛フリーはんだ実装 部品耐熱性調査回答書 にご記入下さい。(はんだを使用する部品のみ)
	調査結果提出	chemSHERPA ファイルをご提出下さい。 鉛フリーはんだ実装 部品耐熱性調査回答書 をご提出下さい。(はんだを使用する部品のみ)
	事前確認	提出された書類の記載内容を確認し、不備があればお取引先様に差戻し致します。
	評価	調査結果の判定を致します。
	判定連絡	判定が不合格の場合は、お取引先様に代替依頼のご連絡を致します。
	代替検討	依頼された代替項目をご検討願います。

5.4 資料・個人情報の取扱い

ご提出された調査結果，及び個人情報は，アマノグループ内で情報を共有化し，お取引先様の選定及び原材料及び部品調達時の情報として利用します。

なお，ご提出の資料や調査して知り得た情報，及び個人情報については，目的以外の利用は致しません。

5.5 ガイドラインの改定等について

本ガイドラインは，国内外の化学物質規制動向や，業界動向を踏まえ予告なく基準内容(禁止時期，報告用途など)を改定する場合があります。

改定が生じた場合にはご連絡いたしますので，内容をご理解いただき必要な対応をお願い申し上げます。

5.6 本ガイドラインに関するお問い合わせ

・アマノ株式会社 横浜 資材部

TEL : 045 439 1521(直通) FAX : 045 439 1161(G)

・アマノ株式会社 細江 資材部

TEL : 053 523 0838(直通) FAX : 053 527 0005(G)

改廃履歴

管掌責任部門名		本社サイト グリーン調達推進部会
Rev	改廃年月日	改版内容 / 定期見直し
2	2003.12.2	・22ページにCAS No.欄を追加。
3	2003.12.5	32ページ“7. 対象物質の適用除外について”に於いて表中のNo.修正。鉛の除外項目で、銅の含有を0.4wt% 4wt%に修正
4	2005.11.2	<p>以下、変更し横浜サイト グリーン調達推進部会から正式発行。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・“規制化学物質調査ガイドライン” “グリーン調達ガイドライン”へ変更。また、表紙の事業分野の記述に、電解水事業製品分野を追加。 ・編纂名を、環境規制対応製品準備プロジェクト編纂 横浜サイト グリーン調達推進部会編纂に変更。 ・3. 規制化学物質調査ガイドラインの考え方 ・3.1 要求事項 ・4.1 調査概要 ・4.2 実施時期 ・4.3 調査運用方法 ・5. 用語の定義 <ul style="list-style-type: none"> ・の見直し, へ追記(日化協ホームページ), の追加。 ・別表2: おもに規制値の見直し ・オゾン層破壊物質で、臭化メチルを全廃予定期日 2005年～に従い、管理ランクを禁止に変更。 ・別紙1 アマノ使用禁止物質不使用証明書 様式1 アマノ使用禁止物質・全廃予定物質不使用証明書に変更。 ・新規に、様式2 アマノ使用禁止物質・全廃予定物質の含有調査報告書を新設。 ・従来の別紙2 アマノ製造工程使用禁止物質・不使用証明書 様式3 アマノ製造工程使用禁止物質・不使用証明書に変更。内容の変更はなし。 ・鉛フリーはんだ実装 部品耐熱性調査に関する内容を新設。
5	2007/05/22	<p>2ページのお取引先様が商社の場合の記述を修正。</p> <p>3ページの3.1 要求事項 取引単位毎に下記証明書の提出の欄に、当社への納入品について、一次お取引様で直接製造または加工していない製品についての場合を追加。</p> <p>4ページ(6)提出物に、JGPファイルは、旧Ver2調査回答ツールを利用を追加。</p> <p>また、4.1 調査概要 (7)調査の原則有効期限を追加。</p> <p>RoHS指令対象6物質の管理ランクを、全廃予定 禁止に変更し、これにともない、証明書の帳票名称から、“全廃予定物質”を削除。また、36ページ～37ページ記載の様式1,様式2も修正。</p> <p>下記証明書類へ帳票管理番号 ABR6112～ABR6114 を採番・付記。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アマノ使用禁止物質不使用証明書 ・アマノ使用禁止物質の含有調査報告書 ・アマノ製造工程使用禁止物質・不使用証明書 <p>9ページ 4.4 項に個人情報の取扱いを追加。</p> <p>9ページ 4.7 本ガイドラインに関するお問い合わせから、技術管理部を削除。</p> <p>13ページ別表2 関連する主な法規制等欄に、91/157/EEC (+98/101/EC)(電池指令)追加。</p> <p>14ページに、“ 9 電池に関しては、欧州電池指令91/157/EEC (+98/101/EC)に従います。”追加。</p> <p>19ページ“7. 対象物質の適用除外について”の項目に於いて、2005/747/EC, 2006/310/EC, 2006/691/EC, 2006/692/EC, 2006/690/ECによる、以下新規除外項目追加。また、“電池に関しての除外は、EU・電池指令に従います。”を追加。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カドミウムは、2項～3項を追加。 ・六価クロムは、2項を追加。 ・鉛は、3項の“2010年まで除外”を削除、6項～23項を追加。 ・ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE 類)の除外項目追加。

Rev.	改廃年月日	改版内容 / 定期見直し
6	2011/06/22	JGPSSI グリーン調達調査共通協議会発行の製品含有化学物質調査・回答マニュアルの調査対象化学物質群リスト及び、REACH規則対応のSVHCリストに合わせた内容修正。 Rev.5まで記載していた、規制化学物質リストを、別途“アマノ株式会社 規制化学物質リスト (TDD31002)”とし、別規定とする。
7	2012/11/12	・SVHCの含有調査は、JGPファイルVer. 4.20に含まれないSVHCリストも調査を実施する為、SVHCリスト専用の調査票【SVHC含有化学物質記入表(ABR6257)】による方法に変更。 ・5.2 P.12記載のお取引先様の都合で変更する場合の項目に、(7)製造工程に変更がある場合を追加。 ・5.5 ガイドラインの改定等についての記述を具体的な文章に修正。 ・SVHCリスト追加による禁止物質の追加を、様式1、様式2に反映。 ・様式1、様式2、様式3の英語併記による対応。
8	2013/11/14	1) 様式1～様式3(各記入見本)に付図1～付図3を追加。 2) 第8次追加SVHC 54物質、及び第9次SVHC 6物質追加による様式1～様式2の改版にともなう、付図1～付図2の変更。
9	2014/09/29	1) 調査回答ツールを、Ver. 4.20 Ver. 4.31への変更による修正。 2) 第10次追加SVHC 7物質、及び第11次SVHC 4物質追加による様式1～様式2の改版にともなう、付図1～付図2の変更。 3) 3.用語の定義・説明 項に於いて“MSDS”を、“SDS”に変更。 4) 事業所の統合に伴い、管掌責任部門名記載のサイト名を、横浜サイト 本社サイトに変更。
10	2015/02/23	1) 第12次SVHC 6物質追加、及び期日以降禁止4物質追加による様式1～様式2の改版にともなう、付図1～付図2の変更。 (カドミウム化合物に2物質追加、ジオクチルスズ化合物(DOT)に1物質追加、三酸化二ヒ素、五酸化二ヒ素、リン酸トリス(2 クロロエチル)(TCEP)、2,4 ジニトロトルエンを追加。)
11	2016/01/29	1) 様式1～様式2の改版にともなう、付図1～付図2の変更。 (REACH 認可物質：三塩化エチレンを追加。)
12	2016/08/19	1) 様式1～様式2の改版にともなう、付図1～付図2の変更。 (REACH 制限物質：多環式芳香族炭化水素(PAH)(8物質)を、条件付き禁止として追加。 ポリ塩化ナフタレンの(塩素原子「3個以上」)を「2個以上」に変更。 デカブロモジフェニルエーテルが、ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)の例示物質だった為、ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)の枝番号に変更。)
13	2017/03/31	1) 様式1～様式2の改版にともなう、付図1～付図2の変更。 REACH 認可物質：以下4物質を追加。 ・ホルムアルデヒドとアニリンの重合体 ・ヒ酸：オルトヒ酸 ・ビス(2 メトキシエチル)エーテル ・クロム酸および重クロム酸のオリゴマー
14	2017/10/05	1) 様式1～様式2の改版にともなう、付図1～付図2の変更。 REACH 認可物質：以下1物質を追加。 ・1,2 ジクロロエタン
15	2018/03/23	1) フタル酸エステル(4種類)の制限物質を含む、RoHS規制化学物質10物質調査内容の追加。 調査回答ツール「規制化学物質追加調査回答書(ABR6332)」を追加。 2) 第18次追加SVHC 7物質追加による様式1～様式2の改版にともなう、付図1～付図2の変更。 (カドミウム化合物に3物質追加、硝酸カドミウム、水酸化カドミウム、炭酸カドミウム)

Rev.	改廃年月日	改版内容 / 定期見直し
16	2019/03/28	IEC62474に準拠した情報伝達スキームchemSHERPAを導入に関わる改定 <ul style="list-style-type: none"> ・3. 用語の定義・説明の見直し ・4.1 要求事項の見直し ・5.1 調査概要の見直し ・5.2 調査の実施および報告時期の見直し ・5.3 調査運用方法の見直し

発行

本社 / 〒222 8558 横浜市港北区大豆戸町 275 番地 Tel : 045 401 1441(代表)

アマノ株式会社 横浜資材部